# 1 大気汚染の状況

大気汚染の主な原因物質のうち、二酸化硫黄( $SO_2$ )、二酸化窒素( $NO_2$ )、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント( $O_X$ )及び一酸化炭素(CO)の 5 物質について、大気汚染に係る環境基準の達成状況等を把握するため、大気汚染防止法に基づき、汚染状況を愛知県が常時測定しています。

稲沢市内では、稲沢市役所に愛知県大気汚染測定局が設置されており、5物質の うち二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの3物質に加え、平成25年 12月より微小粒子状物質(PM2.5)が測定されています。

光化学スモッグ予報等又は微小粒子状物質注意喚起情報が発令された場合、緊急情報配信システムにより市民の皆さまに通知しております。

また、測定局の設置場所が幹線道路(県道西尾張中央道)沿いで、自動車の排気ガスの影響を多大に受けていると考えられることから、平成15年度に「一般環境大気測定局」から「自動車排出ガス測定局」に変更されました。

測定結果については、二酸化窒素は年平均値で比較すると各項目とも前年度と大きな変化は見られず、概ね横ばいで推移しています。

浮遊粒子状物質は数年来高い値を示していましたが、平成15、16年度には大幅に 改善され環境基準を達成しました。翌、平成17年度は環境基準を達成しませんでし たが、平成18年度以降は再び環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、 本市をはじめ愛知県下すべての測定局で環境基準を達成していない状況にあります。

測定局	愛知県稲沢市役所測定局 (稲沢市稲府町1)
	〈環境基準あり〉
	二酸化窒素
SHI	浮遊粒子状物質
測   定   項	光化学オキシダント
項目	微小粒子状物質(PM2.5)
	一酸化炭素(平成22年度以降 測定中止)
	〈その他の測定〉
	風向・風速、一酸化窒素は県HP参照



◎稲沢市 いなッピー

## (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は、物が高温で燃焼するときに空気中の窒素と酸素が化合して発生します。また、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。その発生源は、工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。固定発生源からの排出は、減少の傾向にありますが、移動発生源である自動車の増加によりここ数年横ばいの状況にあります。

赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、 健康に影響を及ぼすといわれています。

表1-1に二酸化窒素の測定結果及び経年変化を示します。

環境基準は、昭和49年度から達成しています。

### ■表1-1 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 測定の経年変化

年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	環 1日平均 0.06pp 超えた その割	匀値が mを 日数と			1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	長期的評価による 環境基準 の適否	環境基準
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)	
令和2	365	8, 677	0.014	0	0.0	0	0.0	0.056	0. 028	0	1時間値の 1日平均値
令和3	365	8,680	0.014	0	0.0	0	0.0	0.056	0.026	0	が0.04ppm から
令和4	362	8, 642	0.014	0	0.0	0	0.0	0.061	0. 028	0	0.06ppmま でのゾーン
令和5	349	8, 340	0.013	0	0.0	0	0.0	0.058	0. 026	0	内またはそ
令和6	365	8, 669	0.013	0	0.0	0	0.0	0.049	0. 026	0	れ以下であ ること

「大気汚染調査結果(愛知県)」

### (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径10ミクロン以下のものをいいます。この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留する傾向にあります。発生源としては、工場及び交通機関等による人為的なもののほか、海塩の飛散、火山、森林火災などの自然界由来のものがあります。

表1-2に浮遊粒子状物質の測定結果及び経年変化を示します。

昭和48年度に測定を開始して以来ほぼ横ばいの状況で、環境基準を達成していませんでしたが、平成15、16年度は大幅に改善され環境基準を達成しました。翌、平成17年度は環境基準を達成しませんでしたが、平成18年度以降は再び環境基準を達成しています。

■表1-2 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定の経年変化

年度	有効定日数	測定時間	年平均値	環 1時間 0.20mg 超えた 数とそ	値が g/m <sup>3</sup> を :時間	を超えた日		1日平 均値の 2%除外 値	1日平均 値が 0.10mg/㎡ を超えた 日が2日 以上連続 した無 の有無	長期価の 期価の 関連 関連 の 関連 で が に 環 準 で る 基 適 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	環境基準
	(目)	(時間)	$(mg/m^3)$	(時間)	(%)	(日)	(%)	$(mg/m^3)$	(有×・無○)	(適○・否×)	
令和2	362	8, 682	0.013	0	0.0	0	0.0	0.035	0	0	1時間値の1日
令和3	362	8, 686	0.012	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0	平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
令和4	358	8, 637	0.012	0	0.0	0	0.0	0.030	0	0	であり、かつ、
令和5	350	8, 447	0. 013	0	0.0	0	0.0	0. 033	0	0	1 時間値が 0. 20mg/m <sup>3</sup> 以下
令和6	362	8, 683	0.013	0	0.0	0	0.0	0.034	0	0	であること。

「大気汚染調査結果(愛知県)」

#### (3) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダント(オゾン、パーオキシアシルナイトレート等)は、空気中の窒素酸化物と炭化水素類が紫外線により光化学反応を起こし、二次的に生成される物質によって発生しますが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみでなく気象条件に大きく依存しています。自動車から排出される排気ガス中の一酸化窒素が、オゾンと反応して二酸化窒素と酸素に戻りますが、大気中に非メタン炭化水素が多く存在する場合、一酸化窒素は非メタン炭化水素と優先して反応するため、オゾンが消費されず、このことによりオゾンが急速に生成されることになります。その汚染状況は、光化学オキシダント濃度を指標として把握されています。

この光化学オキシダントは、昭和52年度をピークにその後減少し、横ばいの状況にありましたが、ここ数年は全国的に暫増傾向にあります。原因として、気温の上昇、風向・風速による影響、越境(大陸由来)により原因物質が流れてくる等、諸説ありますが、はっきりとしたことはわかっていません。

表1-3に光化学オキシダントの測定結果及び経年変化を示します。

■表1-3 光化学オキシダント(Ox)測定の経年変化

年度	有効定	昼間測定時間	昼間年平均値	昼間 <i>0</i> 0.06p	<u>竟基準</u> D 1 時  pmを起 バ日数	間値が <sup>3</sup> えた	; <b>诗間</b>	昼間の1時間値が 0.12ppm以上となった 時間数とその割合				昼の時値最値	環境基 準の適 否	環境基準
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(適○・否×)	
令和2	364	5, 388	0. 029	185	3. 4	49	13. 5	0	0.0	0	0.0	0.096	×	
令和3	365	5, 436	0. 029	153	2.8	47	12.9	0	0.0	0	0.0	0. 099	×	1時間値
令和4	365	5, 391	0. 028	185	3. 4	49	13. 4	0	0.0	0	0.0	0.098	×	が0.06ppm 以下であ
令和5	357	5, 268	0. 029	143	2.7	44	12.3	0	0.0	0	0.0	0. 109	×	ること。
令和6	365	5, 437	0.030	234	4.3	70	19. 2	0	0.0	0	0.0	0. 104		田 / 巫 / ro 目 \ .

「大気汚染調査結果(愛知県)」

1 昼間とは5時~20時を示す。

### (4)微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質(Particulate Matter)のうち特に小さな物質(粒径2.5 $\mu$  m以下)のことです。この粒子は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

工場や建設現場での粉塵として出るほか、自動車などの排出ガスや石油などの揮発成分が大気中で反応してできることもあります。

平成25年12月から稲沢市の測定局においても測定が開始されました。 表1-4に微小粒子状物質 (PM2.5)の測定結果を示します。

■表1-4 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定の経年変化

	有効			準との対比					
年度	測定日数	1日平均値が 35μg/㎡を超えた 日数とその割合		35μg/m³を超えた		1日平均値 の年間98 パーセンタイル値	年平均値	環境基準 の適否	環境基準
	(目)	(目)	(%)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(適○・否×)			
令和2	362	1	0.3	21. 7	8.6	0			
令和3	360	0	0.0	20. 5	8. 2	0	1日平均値の98パーセンタイル値		
令和4	317	0	0.0	20.6	8.8	0	が35μg/m³以下であり、 かつ、1年平均値が15μg/		
令和5	286	0	0.0	20. 2	8. 1	0	m <sup>3</sup> 以下であること。		
令和6	362	1	0.3	22. 3	10. 1	0			

「大気汚染調査結果(愛知県)」

- 1 環境基準との比較は有効測定日数が250日以上の測定局で行う。
- 2 名古屋で黄砂が観測された日は除いて評価する。



◎稲沢市 いなッピー